

牛久市公園里親制度について

牛久市役所建設部都市計画課

目 次

公園里親について	．．．．．	3
牛久市から公園里親への活動の支援について	．．．．．	5
手続きについて	．．．．．	6
Q&A	．．．．．	8
公園里親制度様式一覧	．．．．．	1 2

公園里親制度について

公園里親制度とは？

公園の里親制度とは、牛久市の管理する各行政区内の公園等を里子にみたと、市民の皆様が里親となって里子を育てることで、牛久市がこれを支援します。

市民の皆様と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで公園の美化と活用を進めます。みんなの力で愛される公園を育ててみませんか。

里子は誰？

牛久市内にある市の管理する公園・緑地等です。

里親の資格は？

公園里親制度に賛同する行政区および自治会であれば里親となることが出来ます。里親になるためには、申請書を牛久市へ提出していただき、承認を受けていただきます。

どの様に育てればいいのか？

里親の役割（活動内容）は、清掃、草取り、刈り込み、花壇の手入れ、公園に関する情報の提供などです。特に花壇は里親となった行政区で自由にデザイン出来ます。里親のみなさんで計画を立てて魅力いっぱいの公園を育ててください。

◎その他

里親と牛久市が合意書の調印をし、その証として、公園の敷地内に里親名を記載した標示板を設置し、行政区・自治会組織の社会貢献活動をアピールいたします。

公園の育成・管理

里親の役割

- 公園等の清掃・環境美化活動
- 花壇の手入れ
- 除草及び低木の刈り込み
- 公園等内施設の点検及びベンチなどの簡単な整備
- 公園等内危険箇所等の市への情報提供
- その他必要な活動

牛久市の役割

- 公園里親活動への補助金の交付
- 公園里親活動の標示板の設置
- 高木剪定、枯れ木の伐採
- 施設の包括的な維持補修
- その他必要な事項

1. 補助金の交付

公園里親団体には、公園里親活動のための補助金を交付します。

※補助金の交付に際しては、補助金申請書を提出していただきます。

交付金額

1つの公園里親について1年間当りに交付する補助金の上限額は、公園里親が管理する公園等の面積に1㎡当たり40円を乗じた金額になります。

ただし、その金額が50,000円に満たないときは、50,000円が上限額となります。

※年度途中で設立されたときは、月割で算出します。

交付時期

市から補助金を交付する時期は以下のとおりです。

- 1) 既に里親を設立されている場合 … 毎年度の始め
- 2) 新たに里親を設立される場合 … 合意書締結後

2. 保 険

万一の事故に対しては牛久市の市民活動災害補償制度が適用されます。

※ただし、チェーンソーを使用した際の怪我など、上記補償制度が適用にならないことがありますのでご注意ください。

手続きについて

1. 公園里親を設立するとき

- 
- ①公園等里親設立届（様式第1号）を市に提出してください。
 - ②設立届をもとに、市と公園里親とで、活動公園、管理面積等の協議を行います。
 - ③設立届の内容が適切であるかどうか確認し、合意書を締結します。

2. 補助金を申請（請求）するとき

（申請）

- 
- ①以下の書類を市に提出して申請してください。
 - ・ 牛久市公園等里親制度補助金交付申請書（様式第3号）
 - ・ 収支予算書（様式第4号）
 - ・ その他活動予定を記した資料等
 - ②市で内容を審査します。
 - ③適正な内容であることを確認し、牛久市公園等里親制度補助金交付決定通知書（様式第6号）により、交付の決定をお知らせします。

（請求）

- 
- ④補助金を請求するときは、交付を受けた牛久市公園等里親制度補助金交付決定通知書（様式第6号）の写しを添えて、請求書により請求してください。
 - ⑤市から補助金を交付します。

※補助金は当初（4月、または新規設立の場合は設立後）に交付することが出来ます。

3. 公園里親活動を変更するとき

①公園等里親変更・廃止届（様式第 11 号）を市に提出してください。

※ 年度途中で以下の変更を行うときは、補助金の交付金額が変更となる場合があります。その場合は、牛久市公園等里親活動計画変更申請書（様式第 12 号）も併せて提出してください。

1) 活動する公園等の面積が拡大（縮小）するとき

2) 公園里親活動を廃止するとき

②補助金の交付金額が変更する場合は、変更後の補助金の金額を決定し、公園里親に通知します。

4. 補助金の用途を報告するとき

① 以下の書類を市に提出して報告してください。

- ・ 公園等里親活動実績報告書（様式第 9 号）

- ・ 収支決算書（様式第 10 号）

※ 収支がわかる領収書等を保管しておいてください。

② 補助金の精算がある場合は、手続きを行います。

5. その他

補助金の申請の有無に関わらず、下記の計画書・報告書を市に提出してください。

1. 公園等里親活動計画書（様式第 7 号）

時 期：年度当初または、新規設立の場合は設立後（補助金の申請とあわせて）

2. 公園等里親活動報告書（様式第 8 号）

時 期：年度末まで（補助金の報告とあわせて）

※活動の様子が分かる写真があれば添付してください。

① 公園里親に遊具や設備の責任がありますか？

A. 公園里親のみなさんには、出来る範囲で日常的な手入れをして頂ければ結構です。遊具や公園施設の管理責任は、牛久市にありますので、みなさんの手入れでは対処出来ないような破損等を見つけたときには担当課にご連絡ください。

② 公園里親の役割に、施設の点検、危険箇所等の市への情報提供とあります。とすると、遊具や設備など公園施設の整備不良・破損等が原因で事故が起きたとき、公園里親が管理責任を問われることはないでしょうか？

A. 公園は市が管理する施設であるため、公園里親の対象となっている公園についても市職員が随時巡回し状況の把握に努めるようにしておりますが、限られた人数で市内のすべての公園を毎日巡回して維持管理することは難しいので、公園里親のみなさんには、施設の状況についての報告などにご協力いただきたいと考えております。また、ベンチなどの簡単な整備も行っております。

公園里親の対象となっている公園においても、遊具や設備などは原則牛久市が維持補修を行うことと考えています。したがって、他の公園と同様に包括的な管理責任は牛久市にありますので、公園里親が賠償等の責任を問われることはありません。

③ 公園里親になることで、これまでの活動がしばらくは続くようだ。公園里親ではなく、このままでもいいのでは？

A. 公園里親制度は、市民のみなさんと行政とが互いに役割を分担して、公園の美化と活用を進めていく制度です。行政区及び自治会のみなさんに里親として公園を育てていただくことで地域づくりの一環としての役割も期待されます。

公園里親になると、設立時には設立届を、また活動計画・活動報告書などを提出いただくことはありますが、それまで継続されてきた活動に制限を加えるようなことや、それまでのやり方を変えていただくこともありません。行政区のみなさんの実施しやすい方法で、また継続されてきた方法で取り組んでいただければ結構です。

公園里親には、活動に対する補助金を交付することもできますので、是非公園里親にご参加ください。

④ 年度途中で活動する面積が変更するとき、補助金の金額はどうなりますか？

A. 面積の増減により、補助金の金額も増減します。その場合、補助金の金額は月割りで計算します。増減する分の精算は年度末（3月）に行います。

⑤ 公園里親を実施する公園では、市は公園管理を行わなくなるのですか？

A. 高木の剪定、施設の修繕・改修などはじめとする公園の管理はこれまでどおり市が実施します。また、草刈り・低木刈り込みなどで里親活動では完了出来ない場合は、市でも草刈り・刈り込みを実施します。

⑥ 公園里親で草刈りなどしたあとの草を市で運んでもらえますか？

A. 里親活動を実施したときに刈った草、刈り込みした低木などで、ごみ袋がいくつか発生する場合、これまでどおり、少量（2～3個）であれば、定期的な回収に出して頂き、多い場合は市（公園管理担当課）の回収車で回収致します。

⑦ 管理する面積はどのように算出するのか？

A. それぞれの公園里親と協議を行い、実際に活動を実施する区域を決定します。公園・緑地の中に池がある場合その水面は面積としては考慮しません。

⑧ 決算の書類はどこまで出せばいいのか？

A. 原則は領収書の写しを提出していただきます。ただし、支払回数が多い場合は、領収書綴り（一覧表）を作成して提出していただければ結構です。

⑨ 補助金の用途は限られているのか？

A. 公園里親活動に使用するものであれば、使い方は各団体で任意に計画してください。

⑩ 里親で簡単な公園の補修を行うとき、補修材料など支給してもらえますか？

A. 公園の補修を行うときは、必要な補修材料を市から支給することが出来ます。

⑪ 公園里親は誰でも立ち上げることができますか？

A. 公園里親は、行政区長（または自治会長）が代表者になり、行政区・自治会を単位として、設立していただきます。

公園里親制度様式一覧

	様式名称	様式 号数	備 考
(設立)			
公園里親を設立する	公園等里親設立届	第 1 号	
(補助金申請・活動計画)			
補助金を申請する	牛久市公園等里親制度補助金交付申請書	第 3 号	
	牛久市公園等里親制度収支予算書	第 4 号	
年間の活動計画を報告する	公園等里親活動計画書	第 7 号	
(補助金・活動報告)			
年間の活動結果を報告する	公園等里親活動報告書	第 8 号	
補助金による年間の活動成果を報告する	公園等里親活動実績報告書	第 9 号	
補助金の収支を報告する	牛久市公園等里親制度収支決算書	第 10 号	
(公園里親を変更する)			
公園里親を変更する	公園等里親変更・廃止届	第 11 号	
年度途中で補助金の金額が変更するとき	牛久市公園等里親制度活動計画変更申請書	第 12 号	
(その他)			
	合意書	第 2 号	
	補助金交付決定審査調書	第 5 号	
	牛久市公園等里親制度補助金交付決定通知書	第 6 号	

樣 式 集

省略

『牛久市公園里親制度について』

令和 5 年 4 月

牛久市役所 建設部 都市計画課

〒300-1292 茨城県牛久市中央 3－1 5－1

Tel. 029－873－2111（代表）